

3 海域の水質汚濁対策

(1) 海域の水質汚濁の概況

当地域に面する海域については、CODについて大阪湾6水域及び播磨灘13水域の計19水域（環境基準点30地点）において環境基準の類型指定がなされている。

また、窒素・及びりんについては、大阪湾3水域、播磨灘4水域の計7水域において環境基準の類型指定がなされている。

播磨灘海域における全窒素及び全りんの濃度は、全水域で環境基準を達成している。

（注）大阪湾・播磨灘のCODに係る水質汚濁対策及び大阪湾の窒素・りんによる富栄養化対策については、「第1節 主要課題 3 大阪湾・播磨灘の水質汚濁」参照。

(2) 当該課題に係る要因分析及び過去の施策の実施状況

主要課題（第1節3）参照。